○　総合目標５：我が国経済の健全な発展に資するよう、国際的な協力等に積極的に取り組むことにより、（世界経済）世界経済の持続的発展、アジア地域を含む国際金融システムの安定、質の高いインフラ投資等を通じた開発途上国の経済社会の発展、国際貿易の秩序ある発展を目指す。また、日本企業の海外展開支援や国の経済安全保障上重要な取組を推進する。

総合目標の内容及び目標設定の考え方	通貨に対する信認を確保しつつ、我が国経済の健全な発展を実現するためには、国際金融システムを安定させ、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を促進するとともに、保護主義に陥ることなく国際貿易の秩序ある発展を図ることが重要です。また、貧困、パンデミック、開発途上国の債務問題、地球環境問題、マネー・ローンダリング（マネロン）、テロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題にも国際社会が協力して積極的に取り組む必要があります。我が国は、こうした国際協調において主導的な役割を果たしていきます。特に、我が国との関係が深いアジアにおける金融市場の環境整備支援を含む地域金融協力の推進や、ＯＤＡ等を通じた支援により、アジアをはじめ世界の経済社会の発展を促進します。また、サプライチェーン強靭化の観点を含め日本企業の海外展開を支援するとともに、対内直接投資を促進しつつ、国の安全等を損なうおそれがある投資に適切に対応するなど、国の経済安全保障上重要な取組を推進します。また、国際貿易の秩序ある発展のために、多角的自由貿易体制の維持・強化及び経済連携の推進に取り組みます。

上記の「総合目標」を構成する「テーマ」
総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む

関連する内閣の基本方針	○「開発協力大綱」（令和５年６月９日閣議決定） ○「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版」（令和７年６月13日閣議決定） ○「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」（令和２年12月８日ＴＰＰ等総合対策本部決定） ○「経済財政運営と改革の基本方針2025」（令和７年６月13日閣議決定） ○「「強い経済」を実現する総合経済対策」（令和７年11月21日閣議決定） ○「インフラシステム海外展開戦略2030」（令和６年12月24日経協インフラ戦略会議決定） ○「「世界一安全な日本」創造戦略2022」（令和４年12月20日閣議決定）

テーマ	総5-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	外国為替市場の安定、また、その前提となる国際金融システムの安定を確保し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を促進するためには、世界経済に大きな影響を与える米国、中国、欧州の政治経済の動向や、ロシアのウクライナ侵略、中東、北朝鮮等の地政学リスクなどに十分に留意しつつ、開発途上国における貧困、パンデミック、気候変動を始めとする地球環境問題、マネロンやテロ・大量破壊兵器の拡散等に関連する資金等による国際金融システムの濫用といった問題の解決を図るべく、国際社会が連携することが必要です。また、国際情勢が変化する中、ルールに基づく国際秩序と多国間主義という、国際連携の基盤となる基本的価値を堅持する取組に参画し、国際秩序の根幹を揺るがす暴挙に対しては国際社会の責任ある一員として毅然と対応することが不可欠です。こうした観点から、対露制裁並びにウクライナ及び周辺国への支援を強力に推進するとともに、いわゆるグローバル・サウスへの関与を強化します。 このため、引き続きＧ７（用語集参照）やG20（用語集参照）における議論に貢献し主導的役割を果たすとともに、国際機関及び各国の財務金融当局等との政策対話も積極的に行います。 また、特に我が国との関係が深いアジア経済の持続的発展に貢献することは、我が国経済の発展にもつながる重要な取組です。そのため、ＡＳＥＡＮ＋３（用語集参照）財務大臣・中央銀行総裁会議等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係を更に深化・拡大させていきます。その際、関係省庁や関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。 また、ＯＤＡ等を通じて、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。特に、「経済財政運営と改革の基本方針2025」や「インフラシステム海外展開戦略2030」等を踏まえ、令和元年６月に日本議長下のG20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するG20原則」等の普及・実践を通じて、「開放性」「透明性」「経済性」「借入国の債務持続可能性」等が確保されるように国際的な議論に引き続き積極的に参画し、インフラの整備を推進していきます。こうした取組を通じて、アジアをはじめ世界の経済社会の発展の促進を図っていきます。 さらに、「インフラシステム海外展開戦略2030」で掲げられた、令和12年に約45兆円のインフラシステムの受注を実現するとの目標を踏まえつつ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携して、経済安全保障上重要なインフラ等への積極的関与、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進していきます。 併せて、我が国経済の健全な発展に寄与する対内直接投資を促進し、一方で国の安全等を損なうおそれのある対内直接投資に対しては適切に対応するよう、迅速かつ適正な審査を実施していきます。

定性的な測定指標

［主要］総5-1-B-1：世界経済の持続的発展等に向けた国際的な協力への参画
（目標の内容） 世界経済の持続的発展等を目的として、Ｇ７、G20等の国際的な枠組みにおいて積極的に貢献するとともに、国際機関及び各国の財務金融当局との政策対話も積極的に行っていきます。
（目標の設定の根拠） 国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

定性的な測定指標

［主要］総5-1-B-2：アジアにおける地域金融協力の推進

（目標の内容）

ＡＳＥＡＮ＋３等の多国間のフォーラムで主導的役割を果たしつつ、二国間の会議も積極的に推進することで、アジア大洋州諸国との関係の深化・拡大に貢献していきます。また、関係省庁及び関係機関と連携して、アジアにおける金融市場の環境整備を支援し、民間資金の流入やノウハウの活用を促進していきます。

（目標の設定の根拠）

国際金融システムの安定等を実現し、強固で、持続可能な、均衡ある、包摂的な世界経済の成長を生み出すためには国際的な協力が重要なためです。

定性的な測定指標

［主要］総5-1-B-3：ＯＤＡ等を通じた支援及び日本企業の海外展開支援の推進

（目標の内容）

ＯＤＡやＯＯＦ等を通じ、Ｇ20大阪サミットで承認した「質の高いインフラ投資に関するＧ20原則」の普及・実践や、国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することで、新興国・開発途上国の持続的な経済社会の発展を支援します。また、「インフラシステム海外展開戦略2030」を踏まえ、関係省庁、関係機関及び関連民間企業等と連携し、日本の産業の国際競争力の維持・向上に資するサプライチェーンの強靭化によって、日本企業の海外進出の基盤を確保しつつ、グリーン・脱炭素（ＧＸ）やデジタルトランスフォーメーション（ＤＸ）などの成長分野を見据えた、スタートアップ企業等の支援を含む日本企業の海外展開支援を推進し、日本経済の活性化を図ります。

（目標の設定の根拠）

ＯＤＡやＯＯＦ等を通じた支援により、特に質の高いインフラの推進や国際保健、地球環境問題、債務問題等の課題へ対処することが、開発途上国の経済社会の発展に重要であり、また、日本の持続的な繁栄のためには、日本企業の海外展開支援により、新興国・開発途上国の活力を取り込んでいくことが重要であるためです。

定性的な測定指標

［主要］総5-1-B-4： 国際金融システムの濫用防止

（目標の内容）

資産凍結措置をはじめとする、外国為替及び外国貿易法に基づく金融制裁措置を適時に実施し、制裁措置の実効性を確保するとともに、暗号資産等の新たな技術の普及などの影響も踏まえつつ、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に貢献していきます。

（目標の設定の根拠）

北朝鮮による核・ミサイル開発やロシアによるウクライナ侵略等、国際秩序や我が国の安全保障を揺るがす行動を行う国が存在する中、我が国の経済・金融活動の健全な発展を促進するためには、各国との協調や国際的枠組み等での貢献を積極的に行いつつ、国際金融システムの濫用を防止し、そうした行動の資金源を断つための取組を推進することが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし

参考指標	○参考指標１「最近の世界経済動向」 ○参考指標２「途上国の貧困削減状況」 ○参考指標３「テロリスト等に対する我が国による資産凍結措置対象者数」 ○参考指標４「我が国への対内直接投資残高」 ○参考指標５「円借款実施状況」 ○参考指標６「国際協力銀行（ＪＢＩＣ）の出融資保証業務実施状況」

テーマ	総5-2：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力に取り組む
取組内容	ＷＴＯ（用語集参照）については、各国首脳間で、ＷＴＯ改革への継続的な政治的支持が表明されており、我が国はＷＴＯ改革に関する議論にも積極的に参画・貢献しています。国際社会が複合的な危機に直面する中、ＷＴＯの機能強化は喫緊の課題であり、多角的自由貿易体制の維持・強化に向けて引き続き取り組んでいきます。 経済連携協定については、世界的に保護主義的な動きがある中で、我が国が率先して自由で公正な貿易を推進する範を世界に示すものであり、引き続き、これらの協定の着実な実施に向けて、積極的に取り組んでいきます。 世界経済の成長の源泉を豊かなものとするため、「自由で公正な経済圏」を創り上げることを目指して、財務省としては、関係省庁と連携しつつ、ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に引き続き取り組むとともに、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（ＣＰＴＰＰ（用語集参照））や地域的な包括的経済連携（ＲＣＥＰ（用語集参照））協定の着実な実施や円滑な運用、履行の確保に取り組む等、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進していきます。 また、貿易大国である我が国として、税関分野における貿易円滑化の推進に積極的に取り組んでいきます。

定性的な測定指標

［主要］総5-2-B-1：国際貿易の秩序ある発展に向けた国際的な協力への取組
（目標の内容） ＷＴＯを中心とする多角的自由貿易体制の維持・強化に取り組むとともに、戦略的かつスピード感を持って、各地域における経済連携を推進し、税関分野における貿易円滑化の推進にも積極的に取り組んでいきます。
（目標の設定の根拠） 世界的に保護主義的な動きがある中で、世界経済の成長の源泉を豊かなものとするためには、「自由で公正な経済圏」を創り上げることが重要であるためです。

今回廃止した測定指標とその理由	該当なし
参考指標	該当なし

総合目標に係る予算額等	**令和６年度**	**７年度**	**８年度**	**９年度**	**行政事業レビューに係る予算事業ID**
上記の総合目標に関連する予算額等はありません。					

担当部局名	国際局（総務課、調査課、国際機構課、地域協力課、為替市場課、開発政策課、開発機関課）、関税局（関税課、参事官室（国際交渉担当）、参事官室（国際協力担当）、経済連携室）、財務総合政策研究所（総務研究部国際交流課）	**政策評価実施時期**	令和９年６月（予定）